

令和7年9月2日
保健福祉政策部
国保・年金課

令和7年度後期高齢者医療保険料の処理誤りについて

1 主旨

令和7年7月14日に、令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書（以下、「本算定通知」という。）を被保険者に対し一斉発送した（約109,000件）。そのうち、一部の被保険者について以下の処理に誤りがあったため報告する。

2 内容

（1）住所地特例施設入居の被保険者に対する特別徴収の停止について

① 概要

東京都外の特別養護老人ホーム等に入居している被保険者（以下、「住所地特例施設入居者」という。）のうち、保険料徴収方法を特別徴収（年金天引き）とすべき被保険者に対し、普通徴収（納付書等による支払い）として賦課処理を行ったことが、発送処理後に職員の確認作業により判明した。

なお、本事象は保険料の徴収方法の誤りであり、保険料額への影響はない。

② 原因

特別徴収対象者の判定処理は、介護保険システムから提供されるデータにより行っている。今回の処理においては、令和7年1月より介護保険システムが国の定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行したことで、住所地特例施設入居者の徴収方法の判定に用いる項目の一部が昨年度と異なっていたことを認識できておらず、後期高齢者医療システム上で徴収方法が正しく判定されていなかった。

③ 対象件数

被保険者 630名

④ 対応

対象者には、特別徴収が停止となり徴収方法が普通徴収に変更となる旨のお詫び文を発送し、また、対象者の入居施設あてにも説明文を発送した。

⑤ 再発防止策

システムベンダーと協議し、特別徴収対象者の判定に用いる項目について、介護保険標準準拠システムの出力条件を変更する。

（2）賦課のもととなる所得金額の計算誤りについて

① 概要

令和6年分の確定申告時に配当控除を申告している一部の被保険者について、賦課のもととなる所得金額の計算が誤っていたことが、本算定通知を受け取った被保険者からの問い合わせにより判明した。

② 原因

後期高齢者医療の保険料は保険者である東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が算定しており、区は賦課のもととなる所得金額の情報を広域連合のシステムに送信している。区が送信するデータのうち、配当控除に関連する不要な項目は除外して送信していたが、令和7年1月より区の税務システムが国の定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行したことで、これまで除外されていた不要な項目が除外されないまま広域連合のシステムに送信された結果、賦課のもととなる所得の計算に誤りが生じた。

③ 対象件数

被保険者 487名

④ 対応

区の後期高齢者医療システム内で賦課のもととなる所得金額を正しい金額に修正し、広域連合のシステムに改めて送信した。対象者には、正しい保険料額への変更決定通知を発送した。

⑤ 再発防止策

区の税務標準準拠システムと後期高齢者医療システム間でのデータ連携工程を修正し、従前どおり配当控除に関連する不要な項目を除外した所得額を広域連合のシステムに送信できるよう機能の改修を行う。

（3）所得未申告の被扶養者の軽減判定未実施について

① 概要

被保険者かつ所得を把握していない一部の被扶養者について、所得情報が作成されていなかったため、均等割額の軽減判定ができていなかったことが、本算定通知を受け取った被保険者からの問い合わせにより判明した。

② 原因

後期高齢者医療制度では、所得の申告をもとに、同一世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が一定額以下であれば、均等割額が軽減となる。軽減を判定するためには、区が把握している所得情報を広域連合のシステムに送信する必要がある。従前の税務システムでは、所得の申告がない場合でも被扶養者の所得情報が作成されていたが、令和7年1月より区の税務システムが国の定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行したことで、被扶養者の所得情報が従前どおりに作成されなくなったため、当該被保険者および同一世帯の被保険者が均等割額の軽減の判定対象となら

ないまま保険料の賦課決定が行われた。

③ 対象件数

被保険者 351名

④ 対応

システムベンダーに、所得の申告をしていない被扶養者の所得情報の作成を依頼し、それを広域連合のシステムに送信した。均等割額が軽減となる対象者には、年間保険料額を減額更正した変更決定通知を今後発送する。

⑤ 再発防止策

区の税務標準準拠システムと後期高齢者医療システム間でのデータ連携工程を修正し、従前どおり所得の申告をしていない被扶養者の所得情報を作成し、広域連合のシステムに送信できるよう機能の改修を行う。